

平成24年度変更事業計画

I 農地保有合理化等事業に関する事業計画の変更

1 方針

農業は、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しています。

国は、こうした状況等を踏まえ「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月）を決定し、このなかで、「持続可能な力強い農業の実現」が掲げられ、農地集積の推進や新規就農の増大等に集中的に取り組むこととしたところです。

また、熊本県では、昨年3月に策定された「熊本県食料・農業・農村計画」において「夢を担う人材を育てる」ため、担い手への農地の集積等を進めることとし、具体的な方策として、①優良農地の確保②担い手への農地集積の推進③農地に関する情報の高度化を図るとされています。さらに、平成24年度においては、国が新たに取組む地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の策定等を進め、意欲ある担い手への農地集積を加速化させることとされています。

当社は、これらを踏まえ、農地保有合理化事業の「中間保有・再配分機能」を活かした農地の売買や貸借による担い手への農地集積を促進します。

また、農地利用集積円滑化団体との連携による利用権設定等の推進を図ります。

さらに、県の農地集積加速化の取組みに連動した活動に積極的に取り組みます。

2 事業内容

- (1) 農地保有合理化事業の農地売買等事業による農地の買入、売渡による農地集積を図ります。事業実施に当たっては、通常の売買のほか、新規就農者や農業生産法人等への支援として割賦売買や一定期間貸付けた後売渡す事業を実施します。
- (2) 土地利用型の担い手の作業規模拡大のため、農作業受託に係る受託料金（5年分）の無利子での融資を行います。
- (3) 「熊本県農地利用集積促進協議会」の活動を通じて、農地利用集積円滑化団体（JA）との連携のもと、利用権設定等による農地の集積を支援します。
- (4) 新たに農業に取り組もうとする人の就農相談活動を行う新規就農支援センターと情報共有化を図り、農地の相談に応じるなど人と農地の一体的な支援に取り組みます。
- (5) 県が実施する農地集積加速化事業の集落等活動支援事業で、県が指定する重点地区において、地域の話し合い活動、意向調査及び農地貸借当のコーディネートを行う農地集積専門員を配置し、関係機関と連携して利用調整を推進します。